

く、また、すでに実施中の事業についても、果してよく能率的な運用がなされているかという点になると、批判を受ける余地がないわけではないように思われる。これは、当務者として遺憾の念を禁じえないところであるが、他方これには各種の制約が存在したという事実も無視しえず、やむをえない次第でもあったかとも考える。

しかしながら、近時に至り、われわれは何をなすべきか、また、どうすれば従来より以上に効率的に仕事をするができるかということに関して、改めて全面的にして根本的な反省を加える必要を痛感し、目下改善策を求めて苦慮しつつある。

この所報は、偶然にも、このような状況を背景として、創刊されるに至ったものである。これは小規模な計画であって、現在の事態の打開について、即効的な役割を果すものではないかも知れないが、われわれは、これをひとつの切っ掛けとして、さらに各般にわたり創意と工夫を重ねていく所存であるので、関係者におかれては、この所報に対してのみならず、当研究所の事業に対して、何分の御支援と御叱正を賜わりたく、お願い申し上げる次第である。

(法学研究所長)

法律学の習得について

沼尻芳孝

太古、すでに法は人類と共にあった。爾来、永い過程を辿って法の歩んだ道は峻しかったが、数多の傑出した法学者、思想家、哲学者、芸術家らの協力によって法技術は絶間ない発展を遂げ、今日の複雑かつ精緻な法律体系が築き上げられるに至った。

法は人類文化の重要な部分を占めながら同じく人間の営みである政治、経済等と密接な関連を保持しつつ長年月に亘って人類と共に歩み続けて来た歴史上の所産であり、今後も社会の進展に応じて変遷すべき宿命を負ったものである。

法学の習得を志す者は、以上の事柄をまず念頭に置かれなければならない。

西ドイツ連邦裁判所元長官ヘルマン・ヴァインカウフは「若い法律家を養成するに当っては、ドイツ法のできる限り広い範囲の素材を単に論理的・技術的に習得することに重点が置かれてはならない。何にもまして彼らには基礎的な法哲学的教養が与えられなくてはならない。それも歴史的な過去のものとなった学説についての講義によるだけではなく、今日の緊急切実な諸問題を率直に指摘することによってなされなければならない」と言った。これは

法律学の講義が現行法存在の基礎的理由を明らかにするに止まらず、新しい社会状況の下に発生する諸問題に法的に対処し得る能力を具えた現代の法律家の養成を目指したものでなければならぬことを示唆している。

社会現象は絶えず変動し、実定法規は施行後相当の期間を経るにつれ新状況に対応しきれなくなる時期が来る。しかも、法律は一旦制定されるとその改正が急速には行なわれ難いもので、このことは例えば現行刑法の改正がその草案作成に着手以来三十年余の歳月を閲しながら未だ実現されていない事実を徴しても明らかである。そこで実定法規と社会状況との間に生じた空隙を埋めるための新しい法解釈が要求されることになる。筆者がかつて裁判官に憧れたのはこの点に自己の創意を働かせ得る余地が多分に存することに魅力を感じたからにほかならない。

ところで、かような事柄はかなり高度の問題であるから法律学の初学者にとってまずさしあたり必要な現行法の学習方法から説明してゆくこととする。

まず第一は現行法に内在する法律学の論理とこれを構成する諸々の概念を正確に把握することである。そのためには法学の各課目ごとに専門の学者の著書を読み、学校での講義を必ず聴くことが大切である。本を読めば講義を聴かなくても間に合うだろうと考えることは重大な誤りである。学者の著書というものは著者が自分の研究結果に基く独自の見解を発表して世に問うため専門学者を相手として書かれたものであって、初学者に対する手引書ではない。学者が学生に対する講義の際にこれを教科書に使用する場合であっても相当詳細な講義と相俟ってその著書内容がはじめて明らかにされるのである。そしてまた講義によって学生は法律的なものの考え方を教授されるのである。このことを学生は心に銘記して学校の授業には必ず出席しなければならない。

第二に自分自身の為すべき学習方法として法律のうち学問上最も基礎的な民法総則を例にとって述べてみよう。民法総則では第一章に権利の主体である「人」について、また第四章で「法律行為」について規定するところがあるので、まず「人」と人の行為の概念を中心としてこれに関するあらゆる事項を総則の教科書を読んでゆきながら自分で紙に書きつけてゆくのである。同様にして第三章の「物」についても「人」とは別の紙に「物」に関する事項を総て書き出す。第五章の「期間」、第六章の「時効」は「時」という概念に関するものとしてまた別紙に書きつけておく。これらを基礎にして講義なり自分の学習が民法総則から物権編、債権編と進むにつれて「人」「人の行為」「物」「時」に関係のあるものをそれぞれその各項目下に書き連ねてゆく。これはいわば法律学における概念のカタログであって、自動車を一つの法体系にたとえればその部品のようなものである。そして日常生活における具体的な法律問題は、これら部品の組合わせ又はその変容なのである。このような作業を民法に

限らず他の領域に総て推し及ぼしてゆく。この作業を通して法律的なものの考え方の訓練が自ずとでき上るのである。

第三は、法学の講義を聴いたならばその後でこれに対する自分なりの考え方を紙に書止めておくように心掛けることが肝要である。講義を聴く時も教科書を読む折にもただ漠然とそれつ放しにせず、必ず紙上にこれについての記載をするのである。民法総則の教科書を読む時にも前記のような態度で常に紙に書止める習慣をつける。このように自分の頭で考えることと、この考えたことを紙に書きつけるという精神的活動と身体的運動の二つの手段を億劫がらずにまめに実行することが大切である。

第四には講義を聴いてもこれを決して鵜呑みにせず、自分の頭で考え直して見ることをおすすめる。法律学の学説というものは多種多様であって、決してどの学説が唯一絶対に正しいというものではない。初学のうちは自分独特の説を考え出すことは仲々容易ではないが、この鍛錬も重要であって不可欠なことを知らなければならない。筆者はかつて裁判官として或る一つの事件の解決を迫られた時に、自由刑（懲役刑）の本質について考えさせられたことがあった。自由刑とは何か。制限せらるべき自由の範囲と程度は如何なるものか。この問いに対して従来の刑法、刑事政策等に関する諸文献は何ら答えるところが無い。筆者は自分自身の頭でこれを考えるほかはなかった。このように法律の本を読んでも解決策が見当たらないが、しかも何とか対処せねばならない事象は少くない。そして問題に対処するための法律の解釈は結局自己の責任における一つの決断であるということにほかならないのである。しかもこれが説得力を持つものでなければならないことは言うまでもないが、そのような決断を為し得る能力を養うためにはどうしたらよいか。これが次の二つの事項を必要とする。すなわち、

第五は法律の対象となる社会事象に関する問題の解決が法学以外の隣接諸科学の協力によって為されるものであることを知らなければならない。かつて犯罪は専ら刑法の対象であったが、精神医学、心理学、社会学等の発達に伴ないこれら諸科学の助力を得なければ有効な対策を樹立できなくなって来ている。少年非行の問題にしても単なる少年法制だけでは足りず、その現象、発生原因、発生予測、矯正教育、そのための施設運営等、多方面に亘って前記諸科学の研究成果に多大の期待が寄せられているのである。もちろん法学部の学生にとっては、それらの学問を専門的に勉強する余裕などないが、以上のことを絶えず念頭に置く必要がある。

第六に心得るべきことは文芸作品に親しむことである。文芸作家の作品を読むと、彼らが法律に関する社会現象について極めて鋭い洞察を示していることが判る。法律家よりも或る点では彼らの方が法律の実質を知っているとも言い得る。筆者は自分の職歴上からして犯罪や

刑罰に関する著作に親しむことが多かったが、そこには文学者の冷徹な眼を通して描かれた犯罪者の極限の心理があり、体制の外側から見た刑罰観の多様な広がりがある（佐々木満「文学に現われた罪と罰」あとがき）。人生そのものを、よく知るべき義務のある法律家にとっては、人生を最も鋭く、また早期において其の進むべき方向を見抜いている文芸家の云う所は他山の石となり得る（勝本正晃「文芸と法律」序文）のである。筆者の経験ではトルストイ「復活」「生ける屍」、ゴルスワージー「正義」「法律の轍」、ドストエフスキー「罪と罰」、ヴィクトルユーゴー「レ・ミゼラブル」「死刑囚最後の日」（これは岩波文庫で現在絶版になっているが本学図書館には所蔵されているので是非一読されたい）等の作品に前記の諸点がよく現われていると感じた。学生は法律の勉強に疲れた時などできる限りこれら文豪の作品に接して貰いたいものである。日本の作家でも森鷗外、夏目漱石、芥川龍之介、太宰治らの作品には味読すべきものがあると思う。

冒頭に掲げた西ドイツ連邦裁判所元長官ヘルマン・ヴァインカウフの「若い法律家には基礎的な法哲学的教養が与えられなくてはならない」という言葉も、いわゆる「法哲学」と銘打った著書や論文を読めということではなく、以上のような方法によって得られることも示唆しているのではなからうか。

法学の勉強について私の考えていることは以上のとおりであるが、これを聞いてウンザリするようではいけない。要するに法律学の勉強は並大抵のものではない。しかし、優れた学者になるためには天分を要するが、大学に入った程の能力さえあれば努力次第でいくらでも立派な法律家になり得る。前述したような法律学習の心得（但し、第五、第六の各項目は少し高度なものを求めたのであって、さし当りこの二項目は参考に止めておいて頂きたい）をもって日夜絶えず研鑽に努めれば司法試験の合格ぐらいは法学に関する特別の天分など無くても必ず目的を達成できる。現に筆者のようにその生きた証拠はここにある。法学を勉強する学生としては司法試験に合格するくらいの勉強をして欲しいと切望する次第である。

（本学法学部教授）